

1. 議事日程

〔平成30年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

平成30年 2月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第4 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第5 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第8 | 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第9 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第10 | 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第11 | 施政方針 |
| 日程第12 | 議案第34号 平成30年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第13 | 議案第35号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第36号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第37号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第38号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第39号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第40号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第41号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第42号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第43号 平成30年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第22 | 議案第1号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例 |
| 日程第23 | 議案第2号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第25 | 議案第4号 安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第5号 安芸高田市監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第6号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第28 | 議案第7号 安芸高田市JR三江線代替交通確保運営基金条例 |
| 日程第29 | 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |

日程第 3 0	議案第 9 号	安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止する条例
日程第 3 1	議案第10号	安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止する条例
日程第 3 2	議案第11号	安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止する条例
日程第 3 3	議案第12号	安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例
日程第 3 4	議案第13号	安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例
日程第 3 5	議案第14号	安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消し について
日程第 3 6	議案第15号	安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 3 7	議案第16号	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に 関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に 関する基準等を定める条例
日程第 3 8	議案第17号	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する 条例
日程第 3 9	議案第18号	安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
日程第 4 0	議案第19号	安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 4 1	議案第20号	安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 4 2	議案第21号	介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 4 3	議案第22号	安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第 4 4	議案第23号	安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する 条例
日程第 4 5	議案第24号	平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 4 6	議案第25号	平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4 7	議案第26号	平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 4 8	議案第27号	平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4 9	議案第28号	平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5 0	議案第29号	平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補 正予算（第 3 号）
日程第 5 1	議案第30号	平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5 2	議案第31号	平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 5 3	議案第32号	平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会 計補正予算（第 1 号）
日程第 5 4	議案第33号	平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

1番	新田和明	2番	芦田宏治
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	大田雄司	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

- 先川議長 おはようございます。
定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
大田事務局長。
- 大田事務局長 おはようございます。
諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、2件の報告がありました。
第3点、監査委員より、平成29年11月分、及び12月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 熊高昌三君。

- 熊高議会運営委員長 おはようございます。
平成30年第1回定例会の運営につきまして、去る1月23日、2月14日、及び2月20日に、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月15日までの22日間といたしました。
議事の都合により、2月23日から2月25日、2月27日から3月1日、3月3

日、4日、及び3月7日から3月14日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、諮問6件、同意2件、議案43件の計51件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第1号から第3号、第6号、第8号から12号の9件は、総務企画常任委員会へ、議案第13号から第17号、第19号から第21号、第23号の9件は、文教厚生常任委員会へ、議案第24号から議案第43号までの20件を予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の諮問6件、同意2件、議案5件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、2月14日の議会運営委員会までに提出のあった陳情、要望等につきましては、お手元に配付した平成30年第1回定例会会期中に委員会で審査される陳情等一覧のとおり、委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、14人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、3月2日を7人、5日を7人といたします。

以上で報告を終わります。

○先川議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○先川議長 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第8、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの6件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成30年第1回の定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、御多用のところ、御参集を賜り、ありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、諮問6件、同意2件、条例関係23議案、予算関係20議案を提出させていただきました。どうかよろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

諮問第1号から諮問第6号までの6議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

いずれも、人権擁護委員の任期満了に伴う後任候補者を法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

まず、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である吉田町の正田俊郎委員の任期が本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として吉田町の河野敦子さんを推薦するものであります。河野敦子さんは、昭和50年から現在まで、県内の保育施設で勤務され、平成2年から2年間、安芸高田市の保育所においても務められました。特に子どもの人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をして、推薦をするものであります。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である美土里町の毛利宣生委員の任期が、本年6月30日をもって任期満了を迎えることから、後任候補者として、引き続き毛利宣生さんを推薦するものであります。毛利宣生さんは、平成24年7月1日から2期6年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲をもって、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

続きまして、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である美土里町の寺川壽久委員の任期が、本年3月31日をもって満了することから、後任候補者として、美土里町の堀川由紀子さんを推薦するものであります。堀川由紀子さんは、平成20年4月から平成26年4月までの6年間、安芸高田市の教育委員を務められ、人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

続きまして、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である高宮町の中土居博臣委員の任期が、本年6月30日をもって任期満了を迎えることから、後任候補者として、引き続き中土居博臣さんを推薦するものであります。中土居博臣さんは、平成27年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って、人権擁護委員活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

続きまして、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現委員である高宮町の宮木雅之委員の任期が、本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として、高宮町の宮本早苗さんを推薦するものであります。宮本早苗さんは、昭和55年から平成29年に至るまで、県内公立小学校で勤務をされ、安芸高田市では川根小学校、ほか4小学校で勤務をされ、特に子どもの人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って、人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断をいたし、推薦をするものでございます。

続きまして、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、現委員である向原町の土肥元康成委員の任期が、本年6月30日をもって満了することから、後任候補者として、引き続き土肥元康成さんを推薦するものであります。土肥元康成さんは、平成27年7月1日から1期3年間、人権擁護委員を務められ、人権相談や人権の花運動など、主体的に人権擁護活動に携わっていただいております。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って、人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦をするものであります。

以上、諮問第1号から諮問第6号まで、一括しての提案理由を御説明いたしました。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより本件6件を個別に採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

続いて、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、諮問のあった1名を適任とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は諮問のあった1名を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~


日程第9 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

日程第10 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○先川議長 日程第9、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件から、日程第10、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件までの2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第1号及び同意第2号の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので、平成30年4月27日をもって任期満了となる山本博明さんを引き続き任命いたしたいとするものであります。

山本博明さんは、昭和50年に広島市立中野小学校教諭に採用され、その後、平成23年までの36年間に小学校教諭として、教育行政全般に多大な貢献をされました。特に、平成11年からは、向原小学校長に就任後、市内の吉田小学校長、船佐小学校長を歴任され、安芸高田市の教育行政の中心的存在として、その手腕を発揮してこられました。教育行政に関する豊富な経験と、幅広い見識を有しておられ、教育委員として適任であると確信をしております。

なお、任命後の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第5条第1項の規定により、平成30年4月28日から平成34年4月27日までの4年でございます。

次に、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件は、同意第1号と同様に、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、委員のうちに保護者である者が含まれなければならないということを踏まえ、平成30年4月27日をもって任期満了となる小中学生の保護者である、金川佳寛さんを引き続き任命をしたいと思うものでございます。

金川さんは、平成21年に安芸高田市向原小学校PTA会長に就任され、PTA活動を通じて円滑な学校運営に御尽力いただくとともに、安芸高田市子ども会連合会会長並びに広島県子ども会連合会理事として御活躍中でございます。子どもたちの健全育成に対する情熱と豊富な経験から、教育委員として適任であると確信をしております。

なお、任命後の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第5条第1項の規定により、平成30年4月28日から平成34年4

月27日までの4年でございます。

以上、同意第1号、同意第2号について、一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより本件2件を個別に採決いたします。

同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 施政方針

○先川議長 日程第11、施政方針。

これより、市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 平成30年第1回定例会の開会に当たり、市政運営に関する私の所信と、平成30年度当初予算における主要施策の概要につきまして御説明申し上げます。

内閣府が1月に発表いたしました、月例経済報告では、我が国の経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待をされると同時に、一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。依然として不安定な状況にあるとされております。

本市においては、歳入全体の約40%を占める普通交付税の合併特例加算措置の段階的な減額が平成26年度から始まっております。この減額は、本市を初めとする8つの合併市が中心となって、国に働きかけ、普通交付税制度の見直しが実現したことにより、当初よりも半分程度まで小さくなったところがございます。この段階的な減額は、平成31年度が最後となりますが、国の情勢などを見ますと、普通交付税の減少基調はその後も続き、厳しい財政運営の不安は拭い切れないところであります。加えて、これからの更新を迎える高度成長期に整備されましたインフラ施設を多く抱える本市にとっては、その更新に係る財源を確保することが中長期的な財政上の大きな課題であります。

次に、平成30年度の当初予算の柱について御説明申し上げます。

本市が抱える課題のうち、最も重要で早急に取り組まなくてはならないことは、人口減対策であります。安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、平成36年度の人口推計で平成27年度の国勢調査と比較して、約3,000人減少し、2万6,326人と予想されております。

そこで、あらゆる人口減少の歯どめ対策・少子高齢化の対策の推進により、推計プラス1,200人を目標とし、平成36年度の目標人口を2万7,500人と設定しておるところであります。

この目標人口を達成するため、平成30年度では、ここにお示しする3つの柱を中心に、人口減対策に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

一つ目の柱は、子育て支援の充実であります。在宅育児世帯支援事業給付金を新たに創設するとともに、民設民営による甲田認定こども園の整備、甲田児童クラブの整備など、取り組んでいきたいと思っております。

二つ目の柱は、学校教育の充実であります。県内トップレベルの学力を児童・生徒に身につけさせることを目標に取り組みを進めたいと思っております。部活動指導員制度の導入、学校規模の適正化、英語力の強化、地域未来塾の充実、小学校の空調設備や照明のLED化に加えて、教育のICT化として電子黒板やタブレット端末を導入してまいりたいと思っております。

三つ目の柱は、地域への仕事づくりであります。企業誘致や起業支援に加え、新たにお試しオフィスを整備し、お試しオフィスモニターツアーを実施してまいりたいと思っております。

そのほか、新規重点施策として、地域の魅力づくりや活力づくりとして、道の駅の整備事業、田んぼアートプロジェクト事業、羽佐竹・原山地区大規模野菜団地の整備、学校と連携した森の学校のプロジェクトを進めてまいります。

また、市民の健康づくりに、市内温泉施設を活用した取り組みや、災害による集落の孤立を回避するための、お太助ハウス事業、生活支援員制度を全市的に取り組むなど、市民に安心・安全を与える施策を展開してまいりたいと思っております。

これらの取り組み内容につきましては、後ほど施策の大要の中で説明してまいりたいと思います。

平成30年度におきましては、持続可能な財政運営を確保するため、これまで行ってきました行財政改革をさらに確実に進めるとともに、人口減対策を本市の最重点課題と位置づけ、市全体の取り組みとして展開していかなくはなりません。厳しい財政状況の中でございますが、各部署の横の連携を一層深め、人口減対策の着実な実現に向けた施策を展開してまいりたいと思っております。

平成30年度の当初予算規模は、一般会計207億9,000万円。前年度対比1.4%の減。8つの特別会計は、合計97億293万5,000円。前年度対比8.1%の減であります。地方公営企業法適用の水道事業会計は、第3条予算及び第4条予算の合計で、14億9,822万8,000円。前年度対比17.4%の減となりました。

それでは、施策の大要を説明したいと思います。

先ほど申しましたとおり、本市の最重点課題であり、早急に取り組まなければならないことは、人口減対策であります。そのために、本市では市外から人を呼び、移住・定住の促進を進めております。中でも、学校教育の充実、子育て支援の充実、地域での仕事づくりの3つに力を入れてまいりたいと思っております。

最近では、関係人口という言葉が聞かれます。関係人口とは、言葉のとおり、地域にかかわってくれる人口のことです。お気に入りの地域に週末などに通ったり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援していただけるような人たちのことでもあります。このように、安芸高田市に関心を持ったり、地域と関係を持ったり、応援していただける人たちをターゲットとして絞り込み、移住・定住の促進に図ることが、いきなり無関心な方への移住・定住を呼びかけるよりは、可能性があると考えているところであります。

これまで、本市の取り組みを通して、ふるさと応援の会やひろしま安芸高田神楽のファン、ふるさと納税により本市の特産品を返礼として受けられた方など、全国に多くの安芸高田市の関係人口が存在しております。そういった方々と関係性をより深め、市外から人を呼び込むための施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、重要なのは、地域での仕事づくりと考えます。市内の光ネットワークを生かした企業誘致やテレワークの実証実験を初め、起業支援の推進を行ってまいりました。加えて平成30年度からは新たな取り組みとして、県の重点事業であるお試しオフィスが本市を含む3地域、福山、安芸高田、広島市となると思いますが、3地域で整備をされます。モデル的に整備をされるところでございます。

これを活用いたしまして、実際に企業を現地に招き、執務環境や立地環境、生活環境などを紹介するお試しオフィスモニターツアーを実施してまいりたいと思います。地域における新しい働き方を生み出す環境づ

くりを促進するとともに、企業が求める細かな条件を把握するための取り組みを支援してまいりたいと考えております。

地域の仕事づくりに加えて、これまで行ってきた結婚サポート事業や、子育て・婚活世帯向けの住宅補助制度、定住者奨学金返還免除制度等を継続して行ってまいりたいと思います。

また、市外から移住を考えておられる子育て世代や、定年後の田舎暮らしを考えておられるシルバー世代にとっては、空き家の活用は魅力的な選択肢であります。空き家の活用が促進されるよう、空き家バンクの登録に対する助成や、空き家の不動産業者による仲介に対する助成を引き続き行ってまいりたいと思います。

安芸高田市に通勤され、本市で働いておられる方々も、本市の関係人口と言えます。本市の事業所などが市外からの通勤者に対して、本市の移住・定住を促進するような取り組み、あるいは、市内の団体等が市外からの移住・定住を促進する活動について、定住促進活動団体補助金を新設いたします。

さらに、関係人口を地域に呼び込むためには、地域の意識改革も必要であります。地域によっては、限界的な危機感をお持ちの集落もございます。地域に出身者や家族を呼び戻す、あるいは関係人口を呼び込むという意識を持っていただくために、20年後、30年後の振興会をイメージしていただき、方向性を考えていただく取り組みとして、地域振興会研修会の開催を考えております。

次に、学校教育の充実であります。本市では、県内トップレベルの学力を児童・生徒に身につけさせることを目標に掲げ、取り組みを進めております。平成32年度は小学校で英語が教科に加えられることになっております。このことを見据え、英語の指導体制を充実し、英語力の強化を図ってまいりたいと思っております。

また、家庭学習習慣の確立と、学力向上を目指して、放課後に学習の指導を行う地域未来塾を一層充実して継続してまいりたいと思います。

さらに、学校教育の環境改善も進めてまいります。平成29年度は、市内全ての中学校の普通教室に空調機器を整備いたしました。平成30年度は小学校の空調機器整備も行います。あわせて小学校の照明のLED化も進め、快適な学習環境を整えてまいりたいと思います。

平成27年度から試行的に導入してまいりました教育のICT化につきましては、授業の理解度の向上にも効果があることから、引き続き市内各校に電子黒板、タブレット端末を順次導入してまいりたいと考えております。

また、中学校での運動部活動について、部活動指導員制度を導入いたします。部活動の競技経験のない先生が運動部の顧問となり、技術的な指導等ができない中で、生徒の競技力向上の可能性を広げきれないという現状を改善するとともに、先生方の働き方改革を進め、生徒指導や学力向上に費やせる時間をふやそうとするものであります。

これまで、保護者や地域の皆様と協議しながら進めてまいりました学校規模適正化につきましては、いよいよこの4月より、八千代小学校と甲田小学校が開校します。また、平成31年4月の可愛・郷野小学校の統合に向けて、平成30年度では可愛小学校の施設の改修、両校の開校記念授業にかかわる予算を計上し、実施してまいりたいと思います。

その他の小学校や中学校の統合につきましては、引き続き協議をしていきたいと思っております。

次に、子育て支援の充実でございます。

本市では、保育料の無料化を見据え、平成28年度から実施をしている第2子の保育料の半額負担、第3子以降の保育料の無料化を平成30年度も継続してまいります。

また、平成30年度からは、在宅育児世帯支援事業給付金を新たに創設し、在宅育児世帯の支援を行うこととしております。特に、低年齢児は家庭でゆっくりと保護者の愛情を受けながら、成長していくという環境が望ましいと考えられます。家庭で子育てをする環境を促進するため、生後6カ月を超えて、1歳半までの乳幼児を保育施設等に預けず、家庭で保育する保護者に対して、対象となるお子さん1人につき、月額2万円を支給していきたいと思っております。私の政治目標に掲げております保育料の無料化、24時間保育の実現に向けての取り組みとして、新規に取り組むものでございます。

さらに、保育環境の充実にも努めてまいります。平成28年度から進めている甲田地域の3つの保育所を統合し、新たに認定こども園を設置する計画につきましては、平成30年度はいよいよ施設の建築に入ります。民設民営によって、平成31年の開園を目指すものであります。また、この施設内において、病児・病後児預かりの機能も整備されます。このことは、本市の保育環境の改善に大きく寄与するものと考えております。

また、甲立の基幹集会施設との複合施設として、甲田児童クラブを新たに整備いたします。

子育て医療の充実につきましては、対象を18歳までに拡充した医療費の助成と不妊治療費助成の上限撤廃を、平成30年度も継続してまいります。

これらの子育て支援施策、子育て医療の充実は、県内他市町や子育てのしやすさをPRしている他県の市町村と比べても、遜色をしない充実度であります。先に申しあげました学校教育の充実の施策とあわせて着実に実施し、子育てをするなら安芸高田市と市内外にPRしてまいりたいと考えておるところであります。

市民の生活の利便性を確保する生活インフラの整備・維持につきましては、平成29年度から水道3事業を統合し、事業の効率化を図るとともに、水源の運用を広げ、未給水区域の解消と安定した水の供給を進めてまいりたいと思っております。下水道につきましては、平成27年度に設定いたしました長寿命化計画に基づき、浄化センターの対策工事を行ってまい

ります。あわせて、上水道、下水道の料金の改定についても検討を進めておりますが、平成30年度は受益者負担の適正化の観点から、市民の皆様方の御負担もお願いをせざるを得ない状況もございます。このことにつきましては、今後丁寧に説明してまいります。市民の皆様方の御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

また、新たにマイナンバーカードを利用して、住民票や納税証明書などを全国のコンビニで交付が受けられるサービスを準備いたします。

市内の公共交通の柱となるお太助ワゴンにつきましては、平成28・29年度に引き続き、車両の更新を行い、平成30年度をもって一定の更新が終了いたします。

この3月末をもって、廃線となります三江線の代替交通につきましては、地元住民の皆様方、また多くの関係者の皆様方には、多大な不安と御心配をおかけいたしました。4月より円滑に代替交通の切りかえ、快適で利便性の高い運行に努めてまいりたいと思っております。

また、平成17年度に整備区間に指定されました地域高規格道路、東広島高田道路につきましては、吉田町常友地区から向原町正力地区の事業を推進し、物流の効率化と交流促進の効果による本市の活性化につなげ、あわせて主要市道の改良事業も計画的に進めてまいりたいと思っております。

本市のもう一つの大きな課題は、急速な高齢化の進行でございます。人口減と高齢化が同時に進む状況下では、地域の互助機能や家庭での介護力が低下してまいります。これまでも、市民総ヘルパー構想を掲げ、取り組んでまいりましたが、新たな互助・共助の形を整え、地域のさらなる力を引き出し、適切な支援を行っていく必要がございます。

また、消費生活トラブルも後を絶ちません。消費者被害の解決・防止に向け、引き続き消費生活相談体制の充実に取り組んでまいります。

本市が保有する公共施設やインフラ施設につきましても老朽化が進んでまいりました。人口の推移に合わせて、利用する施設を絞り込んだ上で、必要な施設には適切に改修等を行っていく必要がございます。なれ親しんだ地域で、市民の皆様方が安心して住み続けることができる安全・安心を与える施策を行ってまいりたいと思っております。

平成29年度より、高齢者の日々の安否確認や生活相談を行い、困り事や心配事を把握する生活支援員制度をスタートいたしました。現在では、一部地域での取り組みにとどまっておりますが、平成30年度では全市的な取り組みとなるよう、またこの制度が有効に機能するよう、研修会など、新たな普及啓発事業も計画をしておるところであります。この事業に、従来から行ってきた介護予防活動や、生活習慣病の予防、早期発見・重症化予防を目的とした健康づくり事業を組み合わせることで、健康で充実した生活と医療費抑制の両立を図ってまいりたいと思っております。

また、本市の観光振興施設の中には、温泉施設があります。市民の皆様方の健康づくりに市内の温泉を活用した取り組みを、施設と連携し推進

してまいります。このことは、市民の健康づくりの意欲を高めるとともに、平日の観光振興施設の利用頻度を高めることにもつながると考えております。

さらに、医師会、歯科医師会、地域の中核病院でありますJ A吉田総合病院とも連携いたし、地域医療体制の充実・機能強化を図ってまいります。本市の地域医療を支えていただいておりますJ A吉田総合病院につきましては、休日夜間救急業務や救急告示病院としての機能、医療機器更新の財政支援に加え、平成30年度に計画されております耐震化改修工事につきましても、市として財政支援を行ってまいりたいと思っております。

障害者の福祉の推進につきましては、障害者差別解消法の理念に基づき、障害のある方でも庁内の手続に支障がないよう、筆談・手話のサービスの提供ができる体制を整えました。地域社会における共生の実現を図るべく、障害者福祉サービスの維持・向上に努めるとともに、障害者の自立と社会参加を目的とした支援や本人とその家族に対する相談・支援体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

本年1月の大雪では、集落へのライフラインが途切れ、集落が孤立をするという事態が発生いたしました。市民の皆様方には、多大な御心配をおかけいたしました。今回の教訓を生かし、市民の安全安心を確保するため、冬季の積雪等により孤立が心配される集落、世帯、高齢者の方々に対しまして、市内の温泉施設を一時的な住まいとして確保し、事前に移り住み、安心して生活ができる環境を用意していきたいと思っております。お太助ハウス事業を実施したいと思っております。

また、狭隘な道路等の除雪対策として、小型除雪車を導入したいと思っております。

また、地域の安全安心を守るため、高規格救急車1台の更新、消防団車両3台の更新、防火水槽2基の整備を計画しております。

公共施設の配置適正化につきましては、老朽化した施設の修繕、目的を終えた施設の廃止や譲渡等について、進めていかなくってはなりません。平成30年度では、公共建築物管理基本方針に基づき、八千代支所をフォルテに移転するための施設改修に係る予算を計上しております。

さらに、道路や橋梁、上下水道等のインフラ整備の更新時期も迫っております。長寿命化と合わせて、適切な維持管理を行い、市民の皆様方に安心して使っていただけるように、公共施設、インフラ施設の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

また、危険空き家の解消に向け、平成28年度に創設いたしました危険空き家の解体補助制度を継続し、所有者に対して危険空き家の適正な管理を呼びかけてまいりたいと思っております。

自然環境の保全やごみの減量化の推進につきましては、資源循環型社会を構築し、自然環境を守るための取り組みとして、生ごみ処理機への助成、資源ごみを回収する団体への助成を継続して行い、資源リサイクル



ルに力を入れ、ごみの減量化をさらに推進してまいりたいと思います。

加えて、環境省関連の二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用して、地球温暖化対策のための国民運動を踏まえたCO2排出削減促進に向けた普及啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。

さて、人口減対策のための施策について申し上げてまいりましたが、市外から移住・定住を促すためには、その施策に加えて、私たち市民自身が、また私たちの住む安芸高田市そのものが、魅力にあふれ、活気に満ちている必要があると考えております。

本市の文化や地域資源を生かした魅力づくり、本市の産業を活性化させる活力づくりに力を入れ、それを市外の人に発信するとともに、私たち市民がそのことに誇りを感じ、元気と活力を得なければなりません。

まず、本市の魅力づくりについてでございます。

本市には、豊かな自然、特徴的な歴史、独特の文化、多彩な観光資源など、多くの宝がございます。その一つである神楽を活用した観光振興・地域振興施策につきましては、高校生の神楽甲子園や、東京・大阪などの大都市圏での神楽公演が大きな反響を呼び、今では海外で公演するなど着実に成果を上げてまいりました。

また、高校生の神楽甲子園は、昨年末に広島県民文化奨励賞を受賞したところであります。神楽が盛んな広島県の中でもひろしま安芸高田神楽を、さらに魅力あふれるものにしていきたいと考えております。高校生の神楽甲子園では、毎年熱き舞を披露していただく中で、熱中症対策が課題となっております。これまでも神楽甲子園に対し、さまざまな企業等から御支援をいただく中、平成30年度では、JA共済連様より、この熱中症対策に多額の御支援をいただけることとなりました。高校生の熱き舞がさらに輝くよう、準備してまいりたいと思います。

本市には、神楽のほかにも、はやし田、子ども歌舞伎など、独特の文化がございます。これらの文化芸術を体系的にまとめた振興計画のもと、本市の文化芸術の振興を図ってまいりたいと思います。また、平成28年3月に国の史跡に指定されました甲立古墳につきましては、今後の保存活用のための計画を進めてまいります。

次の宝は、豊かな田園風景であります。これを生かした田んぼアートプロジェクトに取り組んでまいります。水田を絵画のキャンパスに見立て、古代米や鑑賞米などを使って、巨大な絵を描きます。観光客の増加に伴う経済効果と、子どもたちにも田植えや稲刈りに参加していただき、農業への理解や本市への親しみを感じてもらおう効果があるものと考えております。30年度では、実際に圃場にて作付の実験を行い、本格実施に向けた検証を行うこととしております。

また、道の駅整備事業につきましても、いよいよ具体的に動き始めます。平成30年度には、施設の建築に入り、平成32年春の開業を目指しております。本市の農産物など、地域産業の振興の拠点、本市の文化・スポーツ・歴史などの観光情報の発信の拠点、大規模災害が起きたときの

防災のための拠点など、従来の道の駅とは違う新たな魅力を持つ道の駅を目指してまいりたいと考えております。

これらの本市の宝を磨いた後には、市内外にその魅力を発信しなければなりません。平成29年度には、広島地区、関東地区に続いて、ふるさと応援の会、関西地区を立ち上げていただきました。これまでも本市の魅力を発信につきまして、ふるさと応援の会の皆様方には大変な御協力をいただいております。幅広い知見と人脈、本市に対する深い愛情を持って、強力なサポートとなっております。

同様に、地域おこし協力隊の皆様方には、市外からの視点から、本市の魅力を発信していただいております。宝を磨く過程に直接携わっていただくなど、大いに貢献していただいております。

また、情報発信の手段として、ふるさと納税がございます。インターネット上のポータルサイトから申し込みを受けることにより、大幅な申込件数の増加につながりました。本市の特産品等を返礼品として、全国に発送することにより、本市をPRするとともに、特産品の販売促進につながり、全国の皆様方に本市を知っていただく手段として、有効と考えております。今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。

協働によるまちづくりにつきましては、引き続き地域振興会等の活動を支援してまいります。多文化共生につきましては、引き続き国際交流のイベントや各種啓発など、多文化共生に関する理解を深める事業を行うとともに、在住の外国人にとって暮らしやすい環境とするため、日本語教室の開催、推進員・相談員・通訳員のスキルアップに取り組んでまいりたいと思います。

次に、本市の活力づくりについてでございます。

本市の基幹産業であります農業につきましては、今年から国による米の生産調整、いわゆる減反政策は廃止をされます。本市におきましても、足腰の強い農業への大きな転換期を迎えていると感じております。

生産性・収益性の高い農業の実現に向けて、吉田口地区、原山・鍋石地区で圃場整備事業を継続してまいります。

また、羽佐竹・原山地区大規模野菜団地につきましても、継続して整備を促進し、農業経営の安定化に向け、土壌改良等を実施してまいりたいと思います。

担い手の機械等整備、野菜生産者のハウス建設、循環型農業の推進に対する助成等、地域農業の担い手を支援するとともに、JA広島北部と市が共同拠出したしました農業後継者育成基金を活用して、将来の農業を支える新たな担い手の育成、及び確保に引き続き努力してまいります。平成30年度は新たに芸術農園「四季の里」を活用して、民間と連携した新規就農研修者の受け入れ事業を展開してまいります。

また林業の活力づくりといたしまして、森林資源の適切な管理と林業生産活動の向上を目指し、学校等と連携した森の学校プロジェクトを実施いたします。子どもたちの森林に親しむ機会を提供いたし、木材や森

林資源の利用促進につなげる取り組みといたします。

シカ・イノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣対策実施隊及び捕獲班による効率的な捕獲を支援するとともに、防護柵設置への補助を継続して、農林業等への被害をできるだけ抑えていきたいと思っております。

商工業者への支援につきましては、市内の企業立地に対する奨励金制度とあわせて、市内で起業をしようとする方への支援を引き続き行ってまいります。さらに、市内の高校生の就労活動を支援するため、地元企業への就職につなげる高校生キャリア育成事業も継続してまいります。

以上、平成30年度の予算編成、提案に当たりまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。

平成29年3月に改訂いたしました財政健全化計画第2次改訂版では、今後予算編成上の財源不足が続くという非常に厳しい財政状況が予測をされます。財政上の厳しい環境のもと、財政健全化のための行財政改革を確実に進めていかなくはなりません。今回お示しをいたしました施策につきましては、しっかりと取り組み、本市の目標人口の実現に向けた人口減対策を着実に施策展開ができるよう、努力することをお約束をいたしまして、私の平成30年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○先川議長 これをもって、施政方針を終わります。  
この際、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第12 議案第34号 平成30年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第13 議案第35号 平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第36号 平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第37号 平成30年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第38号 平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第39号 平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第40号 平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第41号 平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第20 議案第42号 平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第21 議案第43号 平成30年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第12、議案第34号「平成30年度安芸高田市一般会計予算」の件か

ら、日程第21、議案第43号「平成30年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第34号から議案第43号までの10議案について一括して提案理由の御説明を申し上げます。

これらの案は、平成30年度の各会計の予算を調製いたしましたので、議会へ上程いたし、議決をお願いするものでございます。

初めに、議案第34号「平成30年度安芸高田市一般会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ207億9,000万円とするものであります。債務負担行為につきましては、その事項、期間及び限度額を定めるものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を27億8,450万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を40億円と定めるものでございます。

次に、議案第35号「平成30年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億1,900万8,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を7億円と定めるものであります。

次に、議案第36号「平成30年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,008万円とするものであります。

次に、議案第37号「平成30年度安芸高田市介護保険特別会計予算」でございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億9,054万2,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を1億円と定めるものであります。

次に、議案第38号「平成30年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,547万3,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を3,210万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を2億円と定めるものであります。

次に、議案第39号「平成30年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,282万円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を1億1,050万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を1億円と定めるものでございます。

次に、議案第40号「平成30年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計

予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,682万5,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を6,810万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入最高額を5,000万円と定めるものであります。

次に、議案第41号「平成30年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,719万6,000円とするものであります。地方債につきましては、その借入限度額を3,580万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を7,000万円と定めるものであります。

次に、議案第42号「平成30年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」であります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,099万1,000円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入最高額を500万円と定めるものであります。

次に、議案第43号「平成30年度安芸高田市水道事業会計予算」であります。

本案は、予算第3条、収益的収入及び支出の予定額を9億8,217万1,000円とするものであります。予算第4条の資本的収入の予定額を2億2,290万4,000円とし、資本的支出の予定額を5億1,605万7,000円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億9,315万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,839万3,000円、過年度分損益勘定留保資金618万4,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2億6,857万6,000円で補填をするものであります。

次に第5条に定めます企業債の限度額を、1億9,200万円とし、第6条に定めます一時借入金の限度額を2億円とするものであります。

予算第7条、第8条の予算の流用につきましては、収益的支出の各項、資本的支出の各項の間で流用を可能とするよう定めると同時に、予算に定める職員の給与費につきましては、議会の議決を経なければ、他の経費との間で、流用できないものと定めるものであります。

次に、予算第9条は、水道事業の運営に充当するため、一般会計から補助を受ける金額を3億5,300万円とするものであります。

以上、議案第34号から議案第43号までの10議案について一括して提案理由を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 予算については、予算決算常任委員会で細かく審査をしていくわけですが、本日は予算の柱ということで、施政方針を述べられておりました。それで、大まかなところで少しお聞きしたいというふうに思います。

施策は積極的なすばらしい、レベルの高い施策が近年どんどん出てきておると私は評価をしております。その施策が結果的にどういう成果を出しておるかというところは、少し見えづらいのかなというところが私には気になっております。

人口増対策というのが柱に当然なっておるということで、市長も述べられておりましたが、その人口増対策の以前から私も申し上げておりますが、具体的な目標というのがありますけども、それらが少し長期的なものでありますが、1年ごとの成果というのがもう既に目標値よりか下回っておる状況がありますよね。こういったところを具体的に一つ一つ1年間、あるいは半期とかそういった視点で人口増対策の具体的な人口がどのようにふえていっておるか、あるいは地域性も含めてそういったところがどのようになっておるかというところが、この施政方針の中にもまだまだ読み取れない、予算の中にもなかなかそこは見えづらいところがあるので、そういったところを視点としてどのように考えておられるかということ、総合的な視点でお伺いしたいというふうに思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常に答えにくい、定量的に把握できないことなんでございますけど、人口減対策なんですけど、おのおの数値を示しておるんですけど、例えば子どもたち、子育て支援だったら、2万円ほど家庭でもいいですよと言ってるんですけど、このことが妥当かどうかというのは、やっぱりやってみにやちよつとわからんところもあるんですけど、このことによって、三次とか広島からもこっち向いてくれるんじゃないかと。また、額についてもまた議論していかにかいけんですけど、とりあえずこれを継続させてもらったということで評価してもらいたいと思います。

それから定住対策についても、これから観光とか、いろんなことを手を打ってるんですけど、これがどの程度、観光の増につながると言っても、非常に厳しい状況の中、人口目標を3,000人を1,500人と言ったけど、これ膨大な数字なんです、これ。到底難しいんですけど。まあこのことにかなうような努力目標にしてるんだということです。議員御指摘のように、一番難しい話なんですけど、何人ほどなってくるかということ、やっぱり定量的に把握しながら進行管理しながら、目標設定していくことが大事だと思いますんで、これからできるものに限り、そういうような目標設定をして皆さんにお示ししたいと思います。

非常に難しい話なんですけど、これどの市町でもなかなか把握できんところなんで、計画的にやってたら、そのとおりになるかならんかという

のは非常に難しい課題なんですけど、本市では非常に大きなところへ目標を置いとるんだということを設定してもらいたいと。人口減1,500人と10年間でいってもですね、1年間で150人と、1月で10人といっても、非常にハードルの高い話なんで、このところは先途労苦ということもしながら、目標に達成するものと。低い目標設定をすれば市民の皆さん満足かわかりませんが、かなり高いところに目標設定をしながら、この町を将来から守っていこうということでございますので、どうかよろしくをお願いします。

また、今月に何人ほど定住とかいうのは、やっぱり結果を見ながら、検証しながら、また行政の方向づけも変更しながらやっていきたいと思えます。その都度目標設定というのは考えていきたいと思えますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思えます。

広島県にしても国においても、非常に難しい回答なんで、理論的にはいうても、なかなか難しいと。ただ、それを無視するわけにはいかないんで、このことに目標に向かってしっかり努力しておるんだということの評価してもらいたいと思えます。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 市長おっしゃるとおり、非常に難しい部分なんですけども、最近では政策企画の西岡部長のほうからも、具体的な取り組みの成果というのをいろいろ報告もいただくようなこともありましたんで、そういった取り組みが市民にも見えやすくするという意味で、この施政方針、あるいは予算の中にもどこかに具体的な成果と目標、目標と成果というものを、見える化してほしいなという思いがしましたんで、これを読み解いていく中で、各部署が連携しないと当然できない全ての課題でありますので、そういったところを予算の中に見える化していただきたいということなんで、これはこれとして受けとめさせていただきますけれども、今後の施策の実行に向けて、予算が通れば、そういったところも観点をしっかり持って、私たちに見えやすくしていただきたい。そういうことを申し上げておるわけですから、その辺について、今後の取り組みというのをお聞かせ願ひたいと思えます。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のように、見える化ということは、議会の皆さんはもとより、市民の皆さん方にもこれをしてかにかいかんということなんで、今後そういうことの成果を見据えながら、そういう方向にもしていきたいと思えますので御理解してください。

例えばこのたび、県がうちモデル事業で、いろいろ働く事業をモデル化しようというんですけど、この成果も、ほんまにいくんじやろうかと

かいう、不安の中で考えてるわけです。これうまくいけば、家の仕事がよくできたねと、ほいじゃちいと人を呼び込もうとかですかね、なるんで。我々が目標設定してますことは、非常にどのレベルのものかということもまた検証してかにかいけんので、できるだけ議員御指摘のように、見える化に向かって努力していきたいということで御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第1号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第22、議案第1号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第1号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成30年度の分掌事務、及び部の次に置く課・室について、改正を行うものでございます。

分掌事務のうち、企画振興部の広報広聴に関する事項を広報に関する事項と、広聴に関する事項に分け、それぞれ総務部と企画振興部が所掌し、地域情報化の推進に関する事項を総務部に移管をするものであります。

また、総務部に総務課秘書広報室と情報管理課を設置をするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第2号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第23、議案第2号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第2号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、施策の展開により、職員の公益的法人等への派遣先に一般社団法人安芸高田市観光協会を追加し、一般財団法人八千代町開発公社を削除する改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第24、議案第3号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第3号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

小中学校における生徒指導に関する相談に助言を行うとともに、関係機関等の連携及び調整を行う生徒指導支援員の設置、中学校において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行う部活動指導員の設置、さらに地域未来塾の具体的な企画や計画に携わりながら、塾の運営や学習指導を行う家庭学習支援コーディネーターを設置をするため、また、消防法施行令の一部改正により、救急補助員を廃止するため、所定の改定を行うものでございます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第4号 生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

- 先川議長 日程第25、議案第4号「安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第4号「安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、広島法務局において、高宮町佐々部地区の一部、高宮町来女木地区及び高宮町川根地区の山耕重複地番の解消作業が行われ、3地区の山地番に係る地番が変更されたことに伴い、関係する6条例を改正するものであります。
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
総務部長 杉安明彦君。
- 杉安総務部長 議案第4号「安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例」について、要点の説明をいたします。
議案書にあわせ、説明資料を提出をしておりますので、そちらのほうから説明をさせていただきます。
説明資料の裏面をお願いをいたします。
これまでにも、同様の内容で条例改正をしておりますが、趣旨は広島法務局が行います山地番・耕地番における同一地番解消作業に伴う本市関係条例の一部を一括整理するための条例改正でございます。
次に、条例改正の理由でございますが、広島県内では同一大字内の耕地と山間地に同一の地番が付され、いわゆる重複地番が多数存在している実情があります。
このことから、不動産登記関係の各種行政サービスにおいて、例えば最近ではインターネットを利用して、オンラインで申請できるサービスなどにおいて、トラブルが発生しており、これらを解消するため、大字内の山地番のほうの地番を変更することとし、法務局において順次作業が進められているところでございます。
今回の作業は、平成29年度において、安芸高田市佐々部の字西田と吉広、同町来女木、及び川根の3地区で作業を終了し、山地番のほうにそれぞれ10000が加算されることについて、法務局より通知を受けたところでございます。
ちなみにこれまでに、八千代町の全地域、美土里町の桑田、横田、生田地域、及び高宮町の全地域が終了することとなりまして、来年度は甲田町の高田原、上小原、下小原及び稼地の4地域において、実施が予定をされております。

なお、その後は甲田町の残りの地域、向原町、吉田町の地域において、順次作業に取りかかる旨、お聞きをしているところでございます。

次に、議案書をお願いをいたします。

議案書の1ページ以降、右が改正前、左が改正後で整理しておりますように、2ページ、3ページ、4ページ、5ページにおいて、それぞれ施設ごとに関係いたします地番に10000を加算した地番を変更後として条例改正をいたすものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第4号「安芸高田市生活改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第5号 安芸高田市監査委員条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第26、議案第5号「安芸高田市監査委員条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第5号「安芸高田市監査委員条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、監査委員に対する監査の請求のうち、職員の賠償責任に関する条文に、条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第5号「安芸高田市監査委員条例の一部を改正する条例」について、要点の説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

表は右が改正前、左が改正後になります。

このたびの条例改正は地方自治法等の一部を改正する法律が、平成29年6月に交付されたことを受け、行うもので、地方自治法第243条の2に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の条項が追加されたことに伴い、従前の243条の2は、243条の2の2に改められたことから、条ずれが生じた部分について、本市関係条例の一部改正を行うものでございます。

裏面2ページをお願いいたします。

附則の施行期日は、地方自治法の施行期日に合わせ、2年後の平成32年4月1日とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号「安芸高田市監査委員条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第6号 安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について

○先川議長 日程第27、議案第6号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第6号「安芸高田市過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎債を財源として実施する事業につきましては、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となります。このことから、新年度において、新たに過疎債を財源として実施しようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載をするものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

す。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第7号 安芸高田市 J R 三江線代替交通確保運営基金条例

○先川議長 日程第28、議案第7号「安芸高田市 J R 三江線代替交通確保運営基金条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第7号「安芸高田市 J R 三江線代替交通確保運営基金条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、J R 三江線は平成30年3月31日をもって廃止となります。翌日の4月1日より県道三次江津線を J R 三江線代替交通が運行することとなります。

J R 三江線の代替交通の確保及び運行に当たっては、J R 西日本からのイニシャルコスト及びランニングコストを充当することとしておりますが、その支援金を基金に積み立て、有効に活用していくこととしております。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 議案第7号「安芸高田市 J R 三江線代替交通確保運営基金条例」について、要点の御説明をいたします。

本案は J R 三江線の代替交通の確保及び運行に当たって、J R 西日本からの支援金を有効活用するために、基金を創設をいたすもので、必要な事項を本条例に定めるものでございます。

議案をごらんください。

第1条は設置に関すること、第2条は積立てに関すること、第3条は基金の管理に関すること、第4条は運用益金の処理に関すること、第5条は繰替運用等に関すること、また第6条は処分に関することで、第1条に規定をいたします三江線の代替交通確保事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとしております。

第7条は、相殺のための取崩しに関すること、第8条は委任について定めております。

なお、第1条の設置、及び第6条の処分以外の条文につきましては、他の条文と同様の内容となっております。

最後に、本条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号「安芸高田市J R三江線代替交通確保運営基金条例」の要点について説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第7号「安芸高田市J R三江線代替交通確保運営基金条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○先川議長 日程第29、議案第8号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第8号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、郷野地区コミュニティ集会所ほか35の施設について、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、施設の設置目的や特性、またこの間の管理運営状況を総合的に検証し、判断をしたものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会

に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第9号 安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止する条例

○先川議長 日程第30、議案第9号「安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第9号「安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市ふるさと創生基金条例を廃止するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第10号 安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止する条例

○先川議長 日程第31、議案第10号「安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第10号「安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市職員退職手当基金条例を廃止するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第11号 安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止する条例

○先川議長 日程第32、議案第11号「安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第11号「安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市保健福祉推進事業基金条例を廃止をするものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第12号 安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例

○先川議長 日程第33、議案第12号「安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例」の件を議題と致します。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第12号「安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市まちづくり事業基金条例を廃止をするものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第13号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第34、議案第13号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第13号「安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。



本案は、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアの自動交付機等で、印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例案を提出するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第14号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

○先川議長 日程第35、議案第14号「安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第14号「安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」の提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項の規定により、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第15号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第36、議案第15号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第15号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等

の一部を改正する法律に基づく措置として、国民健康保険の広域化・県単位化に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、広島県国民健康保険運営方針に基づく保険税の税率等の改定であります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第16号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

○先川議長 日程第37、議案第16号「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第16号「介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、平成30年4月より、介護保険法に定める居宅介護支援事業者の指定権限が、県から市町に移譲されることに伴い、当該事業を行う事業者の人員及び運営に関する基準、並びに指定審査に係る手数料を定めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第17号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例

○先川議長 日程第38、議案第17号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第17号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、平成30年4月1日から上位法が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律に、新たに住所地特例に関する事項が規定されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第18号 安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する
条例

○先川議長 日程第39、議案第18号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第18号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、甲田町の小学校統合に伴い、現在運営している小田児童クラブ、ひまわり児童クラブ、小田東児童クラブを廃止し、新たに甲田児童クラブを開設するため、関連する安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 可愛川實知則君。

○可愛川福祉保健部長 議案第18号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

説明資料の中段を合わせてごらんください。

本案は、甲田町の小学校統合に伴い、現在甲田町内で運営しています、小田児童クラブ、ひまわり児童クラブ、小田東児童クラブを廃止し、平成30年4月より、新たに甲田児童クラブを甲田小学校の多目的室において開設するため、安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部であります放課後児童クラブの名称、及び位置を改正するものでございます。

今後の予定として、平成30年度に小学校に隣接する甲立基幹集落センター跡地に地域まちづくりセンターとの複合施設として、新たな児童クラブを建設し、完成後はその場所で運営をする計画でございます。

よろしく願い申し上げます。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第18号「安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第40 議案第19号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第40、議案第19号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第19号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、上位法である国民健康保険法の改正によるもので、平成30年4月からの国民健康保険広域化に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第41 議案第20号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第41、議案第20号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第20号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの間の、1号被保険者の保険料について定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第42 議案第21号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第42、議案第21号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第21号「介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第43 議案第22号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第43、議案第22号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第22号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、安芸高田市消防手数料条例について、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長 それでは、議案第22号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明をいたします。

安芸高田市消防手数料条例のうち、消防法に規定いたします危険物施設の申請に係る手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき定めております。

今般、この政令で規定している事務手数料が、人件費及び物件費の変動、審査所要時間の増加、審査1件当たりの備品費の増加を反映し、平成30年4月1日から引き上げられることになりました。このことを受け、本市の消防手数料条例も該当する部分について、政令の額と整合を図り、所要の改正を行うものでございます。

今回、手数料を改正する事務の内容は、危険物貯蔵所のうち、容量500キロリットル以上のタンク貯蔵所に係る設置許可申請に対する審査、及びタンク貯蔵所並びに移送取扱所の保安に関する審査でございます。

なお、施行期日は、平成30年4月1日でございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44 議案第23号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部
を改正する条例

○先川議長 日程第44、議案第23号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第23号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、現在使用されていない社会体育施設の廃止に合わせて、本年4月の小学校統合に伴い、閉校する各学校の体育館を社会体育施設として管理を行うための、所要の改正を行うものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第45 議案第24号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）

日程第46 議案第25号 平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第47 議案第26号 平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第48 議案第27号 平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第49 議案第28号 平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第50 議案第29号 平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第51 議案第30号 平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第52 議案第31号 平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

日程第53 議案第32号 平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

日程第54 議案第33号 平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

○先川議長 日程第45、議案第24号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第

6号)」の件から、日程第54、議案第33号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第24号から議案第33号までの10議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第24号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,569万8,000円を追加し、予算の総額を221億9,798万2,000円とするものであります。

次に、議案第25号「平成29年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,773万4,000円を追加し、予算の総額を41億5,198万3,000円とするものであります。

次に、議案第26号「平成29年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ500万1,000円を減額し、予算の総額を4億3,196万1,000円とするものであります。

次に、議案第27号「平成29年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,175万1,000円を減額し、予算の総額を44億5,634万7,000円とするものであります。

次に、議案第28号「平成29年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ361万円を減額し、予算の総額を2億7,060万6,000円とするものであります。

次に、議案第29号「平成29年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,033万円を減額し、予算の総額を4億8,544万4,000円とするものであります。

次に、議案第30号「平成29年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5万9,000円を減額し、予算の総額を4億4,474万7,000円とするものであります。

次に、議案第31号「平成29年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補

正予算（第2号）」についての提案理由の御説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,671万1,000円を減額し、予算の総額を3億2,330万3,000円とするものであります。

次に、議案第32号「平成29年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、予算の総額を1,087万5,000円とするものであります。

次に、議案第33号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収益的収入につきまして、営業外収益806万5,000円を減額し、収益的支出につきましては営業費用を660万1,000円増額し、営業外費用を16万2,000円増額し、特別損失を87万円減額し、予備費を1,395万8,000円減額するものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきましては、1億9,385万4,000円を減額し、予算総額を3億1,389万9,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、1億8,928万円を減額し、予定総額を6億4,843万7,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,453万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,177万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1,573万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億702万8,000円で補填をするものでございます。

予算第4条の2、特例的収入及び支出は、本年度会計を統合した簡易水道事業と飲料水供給事業特別会計の出納整理期間を待たない打ち切り決算の実施による、債券及び債務として整理する、未収金・未払金が確定したことにより、それぞれ324万1,000円、及び5,334万2,000円に改めるものであります。

予算第5条に定めました起債の限度額を1億5,060万円減額し、1億8,600万円に改めるものであります。

以上、議案第24号から議案第33号までの10議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。

本案10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委

員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、2月26日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員